

北海道 自家用新聞

発行所

北海道自家用自動車協会連合会
編集兼発行人 酒井 勝也
札幌市東区北三〇東一(郵便番号055-0830)
電話(011)721-1145 四七七八
支局 札幌・函館・室蘭・旭川・帯広・釧路・北見
定価 一部 三〇円(会員には無料で配布しています)

エコカー購入補助金

九月三十日迄延長

政府は、平成二十二年三月三十一日までの施策とされていた環境対応車への買い替え・購入に対する新車購入補助金制度(エコカー補助金)を、追加経済対策として二〇一〇年度も継続する方針を固め、同年九月三十日まで半年延長することを決定した。

エコカー補助金は、環境対応車の購入の際に一定額を補助する制度で「経年車の廃車を伴う新車購入補助(車齢十三年以上の車を廃車し、一定の環境性能を有する新車を購入する場合に適用)」「新車購入補助(廃車を伴わなくても、環境性能に優れた車を購入する場合の補助)からなり、乗用車(登録車)であれば前者は二五万円、後者は一〇万円の補助金を受けられるというものの。環境性能の良い新車の買い替え・購入を促進することに、環境対策と景気対策を効果的に実現するべく、政府の経済対策として「平成二十一年度補正予算案」に盛り込まれ、平成二十一年四月十日より平成二十二年三月三十一日までの期間限定での実施となっていた。

一昨年のリーマンショック以降、自動車販売は、急速に不振に陥っていたが、エコカー補助金制度の開始により、ここへきてやや持ち直しの兆しが見られ、昨年九月には十四カ月ぶりに前年実績を上回るなど、エコカー補助金の経済対策効果は大きく、政府は昨年十二月八日の閣議決定「明日の安心と成長のための緊急経済対策」で半年延長することを決定。第二次補正予算に二六〇九億円の予算として組み込まれた。

なお、現時点に於いて事業用車両(緑ナンバー・黒ナンバー)の環境対応車への買い替え・購入に対する補助制度については、平成二十一年十二月十日を以て、補助金の申請受付が終了しているが、追加分については第二次補正予算案成立後に申請受付を受けた分で第一次補正予算では交付出来ないう者に対しても第二次補正予算により補助金を交付するとしている。

また、同様の経済対策として、自動車重量税および取得税が減免される「環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税・自動車取得税の特例措置(エコカー減税)がある。重量税は平成二十一年四月一日より平成二十四年四月三十日までに車検を受けた車両に、自動車取得税は平成二十一年四月一日より平成二十四年三月三十一日に登録・届出された車両に適用され、現在実施されている。

このように、今年度に入って、環境性能に応じて自動車取得税や自動車重量税などを減免するエコカー減税と、この補助金という相次いだ支援策の効果を利用し、両者を合算すれば、車種によっては数十万円もの実質値引き効果が得られている。

高齢者・妊婦等に優しい「駐車区間制度」が、四月からお目見え

警視庁

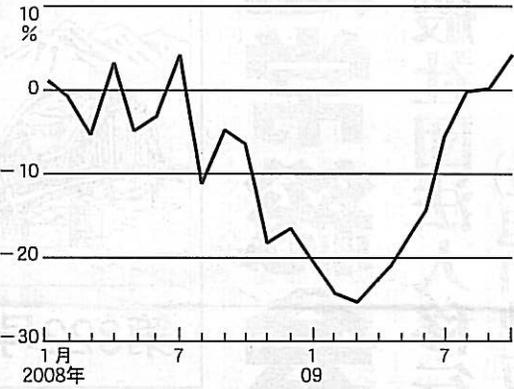
警視庁は、昨年十二月十八日、道路交通法施行例を改正し、官公庁や福祉施設等の前などの路上に設けられていた駐車区間の一部を高齢者や妊婦など、日常生活にクルマが必要となる人に向けて、利用を支援するための新しい制度「高齢者運転専用駐車区間制度」を定め、平成二十二年四月十九日より施行する。今年四月より、標章を提示した車両のみ駐車可能な場所がお目見えする。

高齢者等専用駐車区間制度は、高齢者や妊婦など、日常生活に必要なため、やむを得ず自動車を運転する人に対して、駐車場を探しながら運転する危険や苦勞を軽減するために制度化されたもの。官公庁や福祉施設等の利用が多く見込まれる場所でありながら、駐車需要が満たされない場合に、施設の直近の道路に設置される事が予定されている。車両

の駐車や停車が禁止されている場所であっても、特例的に駐車車が許可されるほか、道路上に設置されている「時間制限駐車区間(パーキングメーター)で、専用区画が設けられる。これら専用駐車区間を利用出来るのは、七十歳以上の高齢者マークの対象者、障害者マーク・聴覚障害者マークの対象者、妊娠中または出産後八週間以内の人で、いずれも都道府県公安委員会に届け出をし、「専用場所駐車標章」の交付を受けた人に限られる。申請及び交付は、最寄り

の警察署で受け付ける。専用駐車区間は、駐車可能な場所が青地に白の「P」、停車可能な場所が同じく「停」の標識があつて、かつ黄色地の「標章者専用」の標識のある場所。利用する際には、車両の前面の見やすい位置に標章を提示する必要がある。標章を提示しないで利用したり、標章の交付を得ていない車両が利用した場合には違反として罰金が科せられ、通常の違反より反則金が二千元上乗せされる。

販売はようやく前年並みに 国内新車販売の推移(前年同月比、軽自動車を含む)



出所：日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会

警視庁は、昨年十二月十八日、道路交通法施行例を改正し、官公庁や福祉施設等の前などの路上に設けられていた駐車区間の一部を高齢者や妊婦など、日常生活にクルマが必要となる人に向けて、利用を支援するための新しい制度「高齢者運転専用駐車区間制度」を定め、平成二十二年四月十九日より施行する。今年四月より、標章を提示した車両のみ駐車可能な場所がお目見えする。

高齢者等専用駐車区間制度は、高齢者や妊婦など、日常生活に必要なため、やむを得ず自動車を運転する人に対して、駐車場を探しながら運転する危険や苦勞を軽減するために制度化されたもの。官公庁や福祉施設等の利用が多く見込まれる場所でありながら、駐車需要が満たされない場合に、施設の直近の道路に設置される事が予定されている。車両

専用区間の標識例

左が駐車禁止場所での専用区間(駐車可)
右が駐車禁止場所での専用区間(停車可)

専用場所駐車標章

フロントガラスの内側に

Welcab トヨタのウェルキャブレンタカー!!

お年寄りや、お身体の不自由な方の乗り降りにやさしい

Porte

ポルテ 助手席リフトアップシート&手動車いす用収納装置(電動式)

NOAH

ノア 車いす仕様車「タイプII-サードシート付」※車いすは装備に含まれておりません。

HIACE

ハイエース 車いす仕様車(リフトタイプ)※車いすは装備に含まれておりません。

Ractis

ラクティス 助手席リフトアップシート車

全国のお問い合わせはこちら

トヨタレンタカー予約センター
0070-8000-10000 無料

ウェルキャブ専用
0800-7000-294 無料

ホームページトヨタレンタカータイプ
www.toyota.co.jp/rent/



第322号

旭川地方自家用自動車協会は交通安全運動を推進します

第55回 通常総会を開催 一般社団法人移行方針を決定

(社)旭川地方自家用自動車協会

(社)旭川地方自家用自動車協会は、二月二十六日午後三時から花月会館に於いて、北海道運輸局旭川運輸支局長を始め、北海道警察旭川方面本部、旭川中央警察署、旭川東警察署等関係者多数のご臨席を得て、第55回通常総会を開催しました。

来賓を代表して、竹谷茂樹北海道運輸局旭川運輸支局長より、「自動車検査・登録等運輸行政に関わる業務及び多岐にわたる事業活動等、さらには、自動車ユーザーの利便向上や情報提供に対し感謝し敬意を表す」と、また、近藤敏春北海道警察旭川方面本部交通課次席より、「交通安全運動・交通事故防止活動に対するご理解・ご協力への謝辞と、今後も安全で安心な車社会をつくるため支援をいただきます」との挨拶がありました。

このあと、議案の審議に入り平成二十一年度の事業報告及び収支決算報告を承認した。次に平成二十一年度の事業計画並びに収支予算案を審議し、いずれも満場一致で承認されました。平成二十一年度の主な事業概況及び平成二十二年事業計画並びに予算額は、次の通りです。

平成二十一年度事業概況

第五十五回通常総会にあたり、会員の皆様には協会事業活動に対しまして格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成二十一年度の経済は、一昨年秋の世界同時不況の影響により春頃までは急速な減退が続きましたが、夏以降は経済対策の発動効果もありようやく底を打ち上向きに転じたとされています。しかしながら、依然として回復の足取りは鈍く、雇用情勢・設備投資は引き続き厳しい状況で、円高の長期化、消費者の低価格志向はデフレ構造をも招きました。

一方で、地球温暖化防止対策と景気対策の一環として「エコカー減税」制度や「エコカー補助金」制度により、エコカーへの乗り換え等需要に活性が生まれました。経済活動や日常生活において活躍する自動車は、便利な反面、交通事

故という社会問題を引き起こしているのも事実です。昨年の交通事故による死者数は、昭和二十七年以来五十七年振りに五千人を割る四九一四人で九年連続の減少となり、過去最悪であった昭和四十五年と比較すると実に三〇%以下にまで減ることができました。道内では、前年を十人減少させる二八人に止め、五年連続で全国ワーストワンを回避することができました。

公益法人制度改革では、平成二十一年十二月一日に公益法人認定法及び整備法が施行され、当協会は法律上特例民法法人となっています。協会では、上部連合会・関係機関団体が開催する説明会・勉強会等に出席して情報収集と意見交換を行い、その情報等を基に協会内部で移行の方向性について検討を重ねて参りました。移行の方向性につきましては、今年度総会において方向性を決定し、新年度

において決定した方向性に基づき定款変更案の策定等、具体的な移行準備を進めたいと考えています。以上、社団法人旭川地方自家用自動車協会は、公益法人としてユーザーの視点に立ったサービス、交通事故防止等交通安全運動の推進、人と自然に優しいクルマ社会を目指し、関係官庁・関係団体と連携を図り鋭意努力して参ります。

今後共、皆様のご支援、ご協力を切にお願ひ申し上げます。一、会員の消長 公益法人である協会は、組織の充実強化を図る上で会員の消長が最も重要な課題であります。平成二十一年度の会員状況は、正会員一四一名、賛助会員二、八八四名、合計で前年度より四六六名増加となりました。会員の移動状況については、優良運転者の表彰や北海道自動車共済協同組合の会員特典を目



盛会に開催された第55回通常総会

的とした賛助会員への入会等が多数となっております。協会では、会員サービスの充実・業務処理体制の整備・公益事業の確実なる遂行等にて自動車ユーザーの利便向上を図り、更なる会員獲得に努めて参ります。二、会員並びに関係官庁及び諸団体との連携強化 協会は、公益法人として会員及び自動車ユーザーの利便増進と公共の福祉向上を図るため関係官庁及び関係諸団体との連携を密に図り、各種運動等に積極的に取り組みました。交通安全運動におきましては、街

庁及び関係団体と運用を協議。上部団体が開催した説明会等に出席し、自動車販売店、整備事業者等への説明会を開催し、周知を図りました。今後も、協会は法改正などの新たな制度に備え、また、安全なクルマ社会を目指すため関係官庁及び関係団体と連携し適切に対応して参ります。三、法令の周知徹底と輸送秩序の確立 自動車を安全かつ円滑に使用するためには、使用者をはじめ運転者が、法令を遵守し日常の運行にあたること

JAF logo and text: 自動車と二輪車の路上トラブルなど困ったときは、全国ネットで年中24時間体制のJAFにお任せください。お申込は、自動車ディーラーJAF指定工場・JAF取扱店又は支部窓口へ 日本自動車連盟(JAF)旭川支部

カーライフのもしもをトータルサポート 北自共のカーパツク 自動車共済・自賠償共済のお問い合わせは (0166)53-8186 北海道自動車共済協同組合 旭川支部

種・税額等の周知に努め、運輸行政にも協力しました。

自動車検査に係る確認等業務処理は、持込検査台数が三万六二九八台、指定検査台数は十二万八九〇五台を取扱いました。

一方、自動車の登録申請手続きに來られたユーザー等のため、各種申請用紙を取り揃えサービスに努めるとともに、手続き書類の作成・代行等を希望される方には、協会施設内に常設している行政書士事務所にて、ユーザー利便の向上にも努めました。

五、自動車登録番号標の交付代行業務

協会では、国土交通大臣の指定を受け自動車登録番号標(ナンバープレート)の交付代行として、旭川運輸支局管内における自動車のナンバープレート

①自動車登録番号標交付実績対比表(枚)

	一般プレート	希望プレート
20年度交付実績	46,921	25,503
21年度交付実績	46,177	26,414
増(△)減	△744	911

六、自動車登録番号標への封印取付業務

協会では、国土交通大臣の指定を受けた自動車登録番号標(ナンバープレート)への封印取付業務を行いました。また、管内二五箇所に封印取付分室を設置、正確かつ迅速な封印を行い地方ユーザーの利便向上に努めました。

一方、道内封印取付受託者と連携を図り各地区受託者の分室として道内ナンバープレートへの封印を実施。再封印については全国各地のナンバープレートへも封印を行い自動車ユーザーの利便向上にも努めました。

今年度の封印取付状況は、ナンバープレート交付に伴う車両への封印が一万三二五六両で前年比八六九両の増加。また、封印の破損等に伴う車両への再封印が八四一両で前年比十五両の増加となりました。

七、日常点検及び定期点検整備の実施指導

自動車交通をとりまく状況は、交通事故及び地球温暖化等が大きな問題となっており、自動車の安全確保・環境保全への対策が急務となっています。

自動車は、日頃の保守管理を怠ると交通事故や環境汚染へと繋がることから自動車ユーザー自身による適切な維持管理が必要となっており、道路運送車両法では、自動車ユーザーが自動車の使用状況等から判断した適切な時期に行う「日常点検」と自動車各部の損耗や劣化の状況などを定期的にチェックする「定期点検整備」を義務付け、常に安全な状態で運行するよう求めています。

新年度においては、計画中の定期点検キャンペーンの確実なる実施により普及促進を図るとともに、自動車保守管理の重要性、不正改造車両の根絶に向け指導並びに啓蒙に努めて参ります。

八、環境対応車普及促進対策補助金制度に伴う申請業務

環境対応車普及促進対策補助金制度は、地球環境対策と景気対策の一環として環境性能に優れた新車への買い替え・購入を促進することを目的に平成二十一年六月十九日(同年四月十日登録分から適用)より実施されました。

この制度の登録自動車の申請実務については、自動車ディーラーの団体である日本自動車販売協会連合会(自販連)が行っていますが、旭川運輸支局管内においては、当協会が自販連旭川支部より委託を受け、申請データの入力、補助金交付申請用紙の発行、申請書類の確認、申請書の自販連本部への送付等の補助金申請実務を担当、正確かつ適切な処理にて自動車ユーザー・関係各所の付託に応えました。

二十一年度の補助金交付申請用紙の発行は、新車登録台数の六二・九

%の七二四二枚で、このうち申請が上ってきた五三二二枚について、添付書類等の確認を行い自販連本部に送付しました。

九、交通事故防止運動の実施

協会では、北海道運輸局旭川運輸支局、北海道警察旭川方面本部及び関係機関・団体と連携し、期別の交通安全推進運動、不正改造車を排除する運動、踏切事故防止運動及び街頭での交通安全指導など、交通安全・事故防止等に関する運動に積極的に参画しました。

更に、協会の機関紙「北海道自家用新聞」及び「協会ホームページ」を通じて、交通事故防止と安全運転の励行を呼びかけるとともに、道警旭川方面本部が中心に管内四七市町村及び関係機関・団体が一体となり取り組んだ「交通事故ゼロ・チャレンジャー作戦」に協賛参画、交通安全旗及びステッカーを作成・配布して広報・啓発活動にも力を注ぎました。

一方、新入学児童を交通事故から守ることを目的に毎年実施している黄色い交通安全傘の寄贈事業では、旭川市内一〇〇〇本を、また、稚内市については、浜風が強く低学年の傘使用が禁止されていることから交通安全教育用の疑似事故体験用ダミー人形一体を贈り、関係各方面等から感謝と高い評価を頂きました。新年度においても、引き続き新入学児童の事故防止活動を継続したいと考えております。

職場内では、交通安全ポスター等の掲示を始め、交通安全運動時や交通事故情報の入手時など、その時々において職員にも周知を行いました。例年参加しているセーフィティーラリー北海道は、職員全員がチームを組み参加、二年連続で全チームが無事故・無違反を成し遂げました。

協会では、今後も関係機関諸団体等と連携を図り、交通死亡事故抑止に向け取り組みを強く推し進めて参ります。

十、優良運転者表彰事業の実施

協会は会員及び会員事業所の運転業務従事者の運転マナー向上と交通安全思想の普及増進を図り、以って交通事故を一件でも減らすことを目的として、今年も優良運転者表彰事業を実施しました。

協会への案内は、連絡機関紙である北海道自家用新聞六月二十一日号に推薦要領及び表彰範囲を掲載し、正・賛助会員全員に送付しました。

また、法人正会員には、従業員の推薦方お願い書面を別途送付したのを始め、過去に表彰された方のなかで本年度表彰対象となる方にも、入会と併せた案内を送付。選考委員会で、運転経歴五年以上から五年以上までの表彰区分十一段階に分け審査選考を行い、推薦があった二二三名全員を表彰することに決定。第四十八回優良運転者表彰式で表彰しました。

十一、自動車整備管理者制度の推進
整備管理者制度では、事業所毎に一定台数以上の自動車を保有している使用者が、安全確保・環境保全を図るために、専門的な知識及び整備管理者を選任し、車両管理を行うことが義務付けられています。

協会では、整備管理者選任・変更・廃止に係る手続きを会員事業所等から受け処理を行う一方、ホームページにて制度の概要、選任要件、資格要件、選任前研修の日程等を掲載し周知に努め、正確かつ迅速に処理を行い自動車ユーザーの利便に努めました。

また、旭川運輸支局が開催する選任前研修では、管内における受講申込窓口として受講者の取りまとめを行うとともに、会場の提供・研修資料の準備・研修会の受付等を行い、公益法人として運輸行政に協力しました。

十二、北海道自動車共済協同組合支部業務の遂行、及び事故相談業務

協会では、北海道自動車共済協同組合旭川支部として自動車共済と自賠責共済を取扱い、支部代理所の取りまとめ、契約ユーザーの要望に応えるべく業務を行って参りました。

また、当協会会員団体割引制度については、皆様のおかげで順調に推移いたしました。皆様の交通安全に対する意識も高く、団体全体での事故率は昨年に引き続き低水準を維持することができ、その結果、前年同様二〇%の割引が維持され会員ユーザーの掛け金負担の軽減にも繋がりました。

交通事故相談業務では、保険料の支払いがでず無保険となった車両が係わる案件や人身事故・高額な物件事故の当事者や関係者などから相談があり、事故処理に精通した担当職員が対応しました。

十三、公益法人制度改革に対する進捗状況

平成十八年三月に「公益法人制度改革関連三法案」が閣議決定され、同年五月の通常国会において成立した法律は、平成二十年十二月一日に施行となり、新たな公益法人への移行申請が開始、本格的に動き出した。現在、当協会の扱いは、特例民法法人となり従来制度で保護されているが、平成二十五年十一月三十日まで公益社団法人、若しくは一般社団法人への移行が必要となっています。

協会では、公益法人協会開催の各種セミナー等に出席して情報の収集に努めました。また、標榜交付代行者の上部団体である北海道自動車標榜協議会が開催した検討会においては、移行の方向性について協議を行い、その情報等を基に協会内部でも移行の方向性等について検討を重ねて参りました。

移行期間が限られている中で効率的に準備を進めるため、協会の移行の方向性について今総会で方向性を決定したいと考えています。

新年度においては、決定した方向性に基づき定款変更案の策定作業等、具体的な移行準備を進めて参ります。

十四、北海道自家用新聞の発行
協会の連絡機関紙として発行している「北海道自家用新聞」は、協会からの連絡事項をはじめ、道路運送車両法・道路交通法などの法規則の改正、運輸関係諸事項や自動車を正しく使用・管理する上で必要な情報などを編集・発行しています。

本年度の発行回数は前年と同じく五回で、総発行部数は一万四八四一部となり前年より一七八部増加となりました。新年度においても、「北海道自家用新聞」が、皆様から期待される連絡機関紙となるよう新聞スタッフを始め、組織を挙げて紙面作りに努力して参ります。

社団法人 旭川地方自家用自動車協会

平成二十二年事業計画並びに予算

- 一、関係官庁、各関係団体並びに会員との連絡協調
 - 二、自動車検査の予約受付、輸送等に関する業務
 - 三、自家用自動車に関する指導、調査、研究、統計等の資料収集
 - 四、自動車の日常・定期点検整備に関する指導、整備管理者の選任届出に関する指導と選任前研修の開催
 - 五、自動車交通事故防止啓蒙活動の推進、並びに関係団体への協力
 - 六、優良運転者表彰事業の実行
 - 七、自動車登録一連番号標、自動車登録希望番号標の交付代行業務
 - 八、自動車登録番号標の封印委託取付業務
 - 九、北海道自動車共済協同組合の支部業務、自動車損害賠償責任保険の代理店業務、交通事故の相談業務
 - 十、公益法人制度改革への対応
 - 十一、連絡機関紙(北海道自家用新聞)の発行
 - 十二、個人情報保護の取組
 - 十三、その他、本会の事業目的達成に必要な業務
- 事業予算総額 二八〇、八五五、〇〇〇円

社団法人 旭川地方自家用自動車協会

平成二十二年協会の額並びに徴収方法

- 会費(年度始めに徴収)
- 正会員
 - 入会金(入会時のみ) 五〇〇〇円
 - 年会費 三〇〇〇円
 - 賛助会員
 - 年会費 二〇〇〇円

※正会員とは一般法人(団体)の代表者、正会員から推薦された者、その他個人等で当協会の所定の申込書と入会金、年会費を納入した者であり議決権を有する。

※賛助会員とは正会員以外のもので議決権を有せず、当協会の所定の申込書と年会費を納入した者をいう。

尚、協会費納入には次の預金口座又は振替預金口座を御利用願います。

- ◇普通預金口座 北海道銀行旭川支店 番号 一二九三四五八
- ◇振替預金口座 小樽預金事務センター 小樽 〇二八七〇一七一一六八

五十七年ぶり 四〇〇〇人台に 交通事故死者数 十年連続減少

昨年一年間の交通事故死者は四九一四人となり、昭和二十七年以来五十七年ぶりに四〇〇〇人台となった。前年と比較すると二四一人減少しており、平成十二年以降十年連続の減少。過去最も多かった昭和四十五年と比べると三分の一以下の人数である。

しかし、六十五歳以上の高齢者が交通事故死者全体の約半分を占めるなど、まだ課題は残されている。第八次交通安全基本計画での目標「五五〇〇人以下」を前例して達成し、引き続き平成三十年を目途に交通事故死者数を半減させ、二五〇〇人以下として世界一安全な道路交通の実現を目指すためにも更なる減少に様々な取組みが必要とされている。

《都道府県別状況》
都道府県別に見てみると、死者数が多いのは愛知県(二二七人)、北海道(二一八人)、埼玉県(二〇七人)、東京都・大阪府(二〇五人)となっており、逆に少ないのは島根県(三三人)、鳥取県・佐賀県(三七人)、山梨県(三八人)、高知県(四五人)と続いている。

北海道に限ってみると、死者数は前年比マイナス十人の二一八人で昭和二十五年以降最も少なかった。また、交通事故発生件数、負傷者数も減少している。

平均を上回っており、七月以降全ての月で二十人を超えている。自動車乗車中の死者一一八人中、シートベルト非着用者は四五人(三八%)を占めているが、着用していれば二八人は生存していた可能性が高いと見られている。シートベルト非着用死者は前年より八人減少しているものの、後部座席を見ると十五人中十二人が非着用で、十一人は着用していれば生存していた可能性が高い。

シートベルト非着用死者を年齢別に見ると六十五歳以上が十三人で最も多く、次いで五十歳台が八人となっている。北海道でも六十歳以上の死者は一一人で前年比プラス十二人。全国同様高齢者の事故死者数が目立ち対策が急務となっている。

現在、道路運送車両法第十九条では、「自動車登録番号を見やすいように表示しなければ、運行の用に供してはならない(一部抜粋)」と容易に判読できる事を、法令上自動車ユーザーに求めている。しかし、赤外線を通すナンバープレートカバーは汚れ防止用として自動車用品店などで販売され、具体的に装着を禁止する規定は無い。ファッション感覚でカバーを装着するユーザーが増加する中、周囲からは「当て逃げ等の犯罪行為を目撃してもナンバーの確認が困難になるのでは」との疑問の声も聞かれた。

ナンバープレートカバー 全面禁止へ

性調査を実施した結果、光の反射やカバーの緑の影等で無

事業用自動車やレンタカーも

OSSの適用車種拡大

国土交通省

当面の改善策としては、希望登録日の指定と対象車種の拡大などがメイン。

国土交通省は、自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)を拡充する。利用者からの意見を反映し登録希望日を指定できるようにするほか、これまで適用外だった事業用自動車やレンタカーでの利用も可能にする。

〇七年には印鑑証明書による利用も可能とし、ユーザーや自動車販売事業者の利便性向上を図っている。現在の利用率は、対象一〇都府県(東京、神奈川、埼玉、群馬、茨城、静岡、愛知、大阪、兵庫、岩手)の平均で八・八六%(〇九年四・十二ヶ月実績)。

また、印鑑証明書併用で、事業用自動車とレンタカーも利用できるようにする。自動車の大口ユーザーであるレンタカー事業者は通常、事業所に近い販売拠点から納車を受けるため、自動車販売事業者によってはレンタカーの販売比率が高いケースもある。トラック、バスなどの事業用自動車も同様。対象車種を広げることで、販売事業者レベルでは、OSSの利用が急増する可能性もある。

同省によると、事業用自動車やレンタカー以外では、OSSの利用率が、ほぼ一〇〇%になる自動車販売事業者もあるとしている。登録希望日は月内、適用車種の拡大は四月から本格運用に入る。OSSは、電子政府の取り組みの一環で、二〇〇五年にスタート。保管場所(車庫)証明や納税証明、登録など窓口の異なる行政手続きをオンラインで一括して行えるようにして、利用者サービ

の向上を図るのが狙い。ただ、電子個人認証の前提となる住民基本台帳カードの普及が停滞したこともあり、当初は思うように利用が進まなかった。

同省では、OSSの利用の中心が販売事業者となっていることから、現場の使い勝手や改善要望などを踏まえ、システムを直直してきている。

つけていますか? 愛車に『11-78』



希望できるナンバーの区分

- ① 4桁以下のアラビア数字の部分のみが自由に選べます。
- ② 特に人気が高いと考えられる下記の13通りのナンバーについてはコンピューターによる抽選とします。(月～金曜日受付分を原則として翌週月曜日抽選)
- ③ 一般希望ナンバーについては、ナンバーがなくならない限り申込みに応じて払出します。

予約問い合わせは(希望ナンバー予約センター)まで
(社)旭川地方自家用自動車協会 TEL(0166)51-1221

インターネットからも予約できます。
アドレス <http://www.kibou-number.jp/>

抽選対象希望番号			
1	7	8	88
333	555	777	888
1111	3333	5555	7777
8888	※事業用及びレンタカーを除く		

おしらせ

登録手続きはお早めに
(社)旭川地方自家用自動車協会

例年、三、四、五月は自動車の登録・検査の手続きが一年のうちで最も込み合う時期です。特に、三月は、課税年度が変わるため、混雑が予想されます。住所変更・名義変更・廃車を予定の方は、比較的早い時期に、上・中旬までに手続きされることをお勧めします。

第五十五回通常総会にて 新役員を選出

- 総会にて選出された役員は次の通り。(敬称略)
- ▽会長 吉田 裕(再任)
 - ▽副会長 岩寺 一之(再任)
 - ▽常務理事 日下 博克(再任)
 - ▽理事(再任) 高野 保彦(再任)
 - ▽監事(再任) 平 修(再任)
 - ▽新 任 大沼克己
 - ▽監事(再任) 金谷和文・笠松昭伸
 - ▽新 任 植平有治
- 濱口勝紀・齊木勲・長谷山新三・中居詳往・栗林健治・伊藤二之・新川喜三郎・南一也・清水一男・千葉健夫・室本 勉・向井一雄・洪田純夫・森田英章・段 省治・小林一男・村上義信